



有価証券の評価損の取扱い

8月の株式市場では日経平均株価の歴史的な値動きが見られ、過去最大の下落後、一転して過去最大の上昇となるなど株価の乱高下が生じました。法人税法上、有価証券の期末評価はその所有する有価証券を売買目的有価証券と売買目的外有価証券に区分して行われますが、売買目的外有価証券について評価損の損金算入が認められる場合の要件等に係る留意点は次の通りです。

(1) 売買目的外有価証券の評価損の損金算入

法人の所有する有価証券について次に掲げる事実が生じた場合で、その有価証券の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときには、評価損の損金算入が認められます。

- ① 取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券及びその他価格公表有価証券等の一定の有価証券（いずれも企業支配株式に該当するものを除きます。）について、その価額が著しく低下したことにより、その価額が帳簿価額を下回ることとなったこと。
- ② 上記①以外の有価証券について、その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したことにより、その価額が帳簿価額を下回ることとなったこと。
- ③ 上記②に準ずる特別の事実

(2) 上場株式等の場合

上記(1)①は市場価格のある上場株式等が該当します。「その価額が著しく低下したこと」とは、期末における株価がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないことをいうものとされています。

回復が見込まれるか否かの判断は、過去の市場価格の推移、発行法人の業況等も踏まえ、期末時に行うことになりますが、例えば専門性を有する客観的な第三者の見解、監査法人の監査において株価の回復可能性の検証を行っているなど、回復可能性がないことについて合理的な判断基準が示される限りはその判断は認められることになります。

また、例えば翌期以降に株価が回復したとしても、事後的な事情は当期末の株価の回復可能性の判断に影響を及ぼすものではなく、当期に評価損として損金算入した処理を遡って修正する必要はありません。

(3) 非上場株式等の場合

上記(1)②は非上場株式等が該当しますが、「その価額が著しく低下したこと」の判断基準は上記(2)と同様です。「その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したこと」には、次に掲げる事実が該当することとされています。

- ① 有価証券を取得して相当の期間を経過した後に発行法人について、特別清算開始の命令、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定があったこと。
- ② 期末における有価証券の発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額が、有価証券を取得した時の発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額に比しておおむね50%以上下回ることとなったこと。

このうち②については、「有価証券の帳簿価額」と「期末における有価証券の発行法人の純資産価額」との比較ではなく、「有価証券取得時における有価証券の発行法人の純資産価額」と「期末における有価証券の発行法人の純資産価額」との比較となりますので、有価証券取得時の純資産価額の確認も必要となることにご注意ください。
